

原子力長期計画について

平成16年4月14日

茨城県知事

橋本 昌

1 安全の確保について

「安全が全てに優先する」との理念のもと、安全管理体制を確立するとともに、安全面への投資及び安全に係る研究を積極的に行うこと。

2 研究開発の推進について

原子力エネルギーに係る研究はもとより、加速器の活用など幅広い実用研究の一層の充実を図り、医療や農業などの面での利用を進め、原子力を国民に身近なものとする。

3 人材育成について

原子力の研究開発利用を着実に推進していくため、原子力の基幹技術を担う優秀な人材や運転管理に携わる中堅技術者の育成・確保を図ること。

4 放射性廃棄物について

高レベル放射性廃液の処理過程で製作されるガラス固化体及び全国の約4割（約37万本）が県内の事業所において保管中である低レベル放射性固体廃棄物について、処分体制を早期に確立すること。

5 原子力教育について

原子力副読本の活用などにより，原子力に係る基礎知識の普及を図り，電力消費地域も含め，原子力・エネルギー問題に係る正しい理解と判断力の向上を図ること。

6 災害対策について

武力攻撃事態等によるものも含め，原子力災害に対する確に対処できるよう，万全の対策を講じること。

7 立地地域との共生

原子力発電の立地地域との共生を図るため，立地段階のみならず，運転終了（廃炉）後も地域の自立的な振興が図られるよう特段の措置を講ずること。

8 国際協力について

原子力先進国として積極的に国際協力を推進していくこと。特に，アジア太平洋地域における原子力発電の開発普及に努めること。

9 原子力二法人の統合

統一かつ一元的な体制を早期に確立し，安全確保策の研究や先進的科学技術開発などに努めること。

安全を確保し地元との信頼関係を築くためにも，茨城県内に新法人の本社を設置すること。

10 原子力長期計画のあり方について

- (1) 原子力政策の決定及び変更に当たっては、国民的な議論を経て決定すべきであること。
- (2) 新たに作成する長期計画は、数値目標なども示しながら、国民によりわかり易いものとする。
- (3) エネルギー需給計画と整合性がとれたものとする。
- (4) 原子力についてプラスイメージが持てるよう夢のあるものにする。